

障がい者支援施設等整備運営事業者選定 募集要項

令和4年9月
新潟市

新潟市では、障害の「害」の字が持つマイナスイメージから、障がいのある人へ配慮し、原則としてひらがなで表記しています。

— 目 次 —

- 1 公募の趣旨 P. 1
- 2 事業の概要 P. 1
- 3 補助金 P. 2
- 4 整備運営事業者の公募 P. 3
- 5 質問の受付 P. 3
- 6 応募の手続き P. 4
- 7 整備運営事業者の選定 P. 6

1 公募の趣旨

本市では、障がい者支援施設の入所待機者が年々増加傾向となっており、施設入所を希望される方への支援体制の充実に向けて、「第6期新潟市障がい福祉計画」では、施設入所者数を増加させる成果目標を設定しているところです。この成果目標を達成するため、障がい者支援施設の整備・運営に係る提案を募集します。

また、本市には福祉型障がい児入所施設がなく、全ての支援を市外施設への調整で対応していることから、現に居住している地域で適切な支援が提供できる体制を確保するため、福祉型障がい児入所施設の整備も含めた、一体的な整備計画の提案を募集します。

なお、施設整備については第6期新潟市障がい福祉計画期間内で整備されることが望ましいですが、本公募は令和5年度以降での整備計画も含めて広く募集し、選定された提案について、障害者の社会生活及び日常生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の障害者支援施設及び児童福祉法第42条第1項の福祉型障害児入所施設の指定候補者とするものです。

(新潟市の障がい福祉計画と施設入所者数の状況)

第5期障がい福祉計画実績			第6期障がい福祉計画目標		
H30	R1	R2	R3	R4	R5
621 人	610 人	612 人	623 人 (実績:604 人)	623 人	639 人

2 事業の概要

【整備する施設及び定員】(具体的な定員は提案によるものとします。)

- 障がい者支援施設 定員 30～40 名 ※主たる対象を知的障がいとします。
- 福祉型障がい児入所施設 定員 10 名程度 ※主たる対象を知的障がいとします。
- 短期入所(児入所施設併設型) 定員 1 名以上

【整備条件】

- ・新規施設として上記の施設を全て整備すること。(一部施設のみ整備する提案はできません。)
- ・本市における知的障がいの入所待機者全体(当該整備法人の既存施設への入所待機の有無を問わず)の上位から順に、新規開設施設への入所を希望する者の受入れが可能なこと。(順位は、令和4年度第2回新潟県中央「障害者支援施設等入所調整会議」(R4.9.7 開催)時点の入所待機者の内、当該施設開所日前間近の入所調整会議における入所調整調査票の合計点数の順によるものとする。なお、令和4年9月時点における上位 40 人の内訳は、男性 34 人、女性6人)

- ・受入れにあたっては、開設から6か月程度以内に、新規開設施設の定員数の範囲内及び本市障がい福祉計画の計画値に達する範囲内で待機者を入所させること。
- ・障がい児入所施設については、児童相談所との調整により、随時、措置又は契約での障がい児の受入れが可能なこと。
- ・施設の基本設計にあたっては、建築物関係法令(新潟県福祉のまちづくり条例を含む。)並びに障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業者指定基準、その他各種法令の基準を満たした計画とすること。
- ・整備する土地は新潟市内であれば地域を限定しないが、災害レッドゾーン(災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等)を避け、自己所有地としての確保が確実であること。

3 補助金

施設整備費について、社会福祉施設等整備費国庫補助金の活用を前提とした整備計画の場合は、事業者選定後に整備計画について国と協議します。

事業者の自主財源で整備を行う場合は、要件が整えば障害者総合支援法第5条第11項の障害者支援施設及び児童福祉法第42条第1項の福祉型障害児入所施設として指定を行います。

【国庫補助等に係る留意点】

- ・協議の結果、国庫補助が減額して採択される場合があります。その場合は、本市の社会福祉施設等整備費補助金も国庫補助同様に減額されます。
- ・協議の結果、国庫補助が不採択となった場合、本市単独での補助金支出は行いません。
- ・協議状況によりやむを得ず、本事業を中止する場合がありますが、その場合の一切の損害等について新潟市が責任を負うものではありません。
- ・他のサービスを組み合わせることによる多様なサービスの提供の提案も可能ですが、社会福祉施設等整備費補助金は障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設に係る建設費のみとします。

【社会福祉施設等整備補助金の上限額】(国：2/3、市：1/3の割合で負担)

施設種別	上限額
障がい者支援施設	202,800 千円
障がい児入所施設	101,300 千円
短期入所(児入所施設併設型)	11,700 千円※
合 計	315,800 千円

※短期入所の定員が2名以下の場合、上記の額に2分の1を乗じた額が上限額となります。

4 整備運営事業者の公募

(1) スケジュール(予定)

令和4年10月14日(金)	参加表明書提出期限
～11月17日(金)	応募書類提出期限
11月下旬	評価委員会(ヒアリング)
11月末	整備運営事業者の選定

(2) 応募資格

社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であって、次の条件を満たすもの。

- ①新潟県内に主たる事業所を置く法人であること。
- ②障害者総合的支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設の運営実績がある法人であること。

※新潟市外に主たる事業所を置く法人の場合、追加資料の提出を求めるほかヒアリングを行う場合があります。

【応募に際しての留意事項】

- ・本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。また、施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる経費等についても、応募者の負担となります。
- ・提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。
- ・事業者の選定等に当たって本市が必要と認める場合、書類の補正や追加資料の提出を求めるほかヒアリングを実施する場合があります。
- ・応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届出書(任意様式)を提出してください。

5 質問の受付

様式「質問票」により、メールにて質問を受け付けます。

質問票には、複数の質問を記載することができます。また、質問受付期間中は何回でも質問することができます。

※新潟市ホームページで「障がい者支援施設等整備運営事業者公募の実施について」に、様式を掲載しています。ダウンロードしてお使いください。

(1) 質問受付期間

令和4年9月29日(木)から10月11日(火)まで

(2) 回答方法

概ね3日ごとに取りまとめ、新潟市ホームページにおいて、回答を掲載します。

6 応募の手続き

(1) 参加表明書類の提出

①提出物

	項目	部数
1	参加表明書(様式1)	1部
2	法人定款(最新のもの)	1部
3	法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書、発行から3か月以内のもの)	1部
4	決算報告書類(直近過去2か年分)及び当該年度予算書類	各2部
5	納税証明書(国税・県税・市税に未納がないことの証明書)	1部

様式は、新潟市公式ホームページの本事業に係るページからダウンロードできます。

②提出期限

令和4年10月14日(金) 17時まで

③提出方法

事前に電話連絡の上、市役所障がい福祉課(本庁舎1階)へ、お持ちください。

【連絡先】障がい福祉課管理係:025-226-1237

(2) 応募書類の提出

①提出書類

	項目	部数
1	応募申込書(様式2)	1部
2	法人概要(様式3)	7部
3	整備計画書(様式4ほか)	7部

様式は、新潟市公式ホームページの本事業に係るページからダウンロードできます。

※提出する書類については、表紙を1枚目にして、整備計画書項目の順に1部ずつ綴じてください。任意様式で紙サイズがA4判以外の用紙を使用する場合は、A4版に折りたたんで綴じてください。

②整備計画書の作成

次の項目について、整備計画書を作成してください。

	項目	様式	説明等
1	応募理由	様式4	本事業の主旨を踏まえた上で、応募の動機を具体的に示してください。

事業方針		
2 運営理念	様式4	重度障がい者の安定的な暮らしの確保を進める本事業の主旨を踏まえ、運営理念をお書きください。
3 事業の規模 スケジュール	様式4	各施設の定員及び定員設定の考え方、整備スケジュールをお書きください。
利用者支援		
4 ソフト面	様式4	個別支援の方針、日常の健康管理や日課、食事、行事のほか、家族、医療機関や障がい福祉に係る関係機関、地域との連携など、自己決定の尊重、生活の質に配慮した対応についてお書きください。
5 ハード面	様式4	利用者に配慮した生活環境(立地や部屋割り)など、ハード面での支援に係る考え方をお書きください。
事業運営		
6 職員配置	別記1	各施設の職員配置(見込)についてお書きください。
7 人材確保・育成	様式4	支援の質や、事業継続性を担保するために、採用計画や職員配置の考え方(法人内他事業との兼務等)、研修や個別面談等による人材育成・定着策についてお書きください。
8 危機管理	様式4	次の項目について、施設・設備における対策、支援における行動計画についてお書きください。 ①災害対策、②防犯対策、③感染症対策、④利用者の急変等への対応、⑤事故対応、⑥虐待防止、⑦情報資産の管理
提案事業		
9 独自の事業提案	様式4	本事業のほかに、法人独自で取り組む事業の提案等がある場合は、お書きください。
施設の概要		
10 施設図	任意	位置図、計画平面図を記入した施設図を作成し、添付してください。
施設整備費		
11 資金計画書	任意	国庫補助や借入金の有無など、施設整備に係る収入支出のわかるものを添付してください。なお、現時点では概算で可とします。
建設予定地		
12 建設予定地計画書	別記2	建設予定地の概要についてお書きください。予定地を周囲4方向から撮影した写真も添付してください。
地域住民の理解	任意	建設予定地の隣接地権者や自治会など、整備に伴う地域住民への説明、同意状況についてお書きください。

③提出期間

令和4年11月15日(火) から 11月17日(木) 午後5時まで

④提出方法

事前に電話連絡の上、市役所障がい福祉課(本庁舎1階)へ、お持ちください。

【連絡先】障がい福祉課管理係:025-226-1237

⑤提出書類のデータ送信について

提出後に下記メールアドレス宛、データの送信をお願いいたします。

【送信先】障がい福祉課アドレス:shogai.wl@city.niigata.lg.jp

7 整備運営事業者の選定

(1) 審査方法

新潟市障がい者支援施設等整備評価委員会による評価を踏まえ、新潟市が決定します。

評価委員会においては、提出書類及びヒアリングにより審査を行います。

なお、評価委員会は非公開とします。

(2) ヒアリング日時

①日時

令和4年11月下旬を予定(審査日時は、応募者に個別に通知します。)

②審査の内容

応募法人によるプレゼンテーション(15分)

質疑応答(20分)

③審査基準

項目	配点	評価の視点
1 応募理由	5	・本事業の趣旨を理解し、参入する意図が明確に示されているか。
2 運営理念	10	・重度障がい者の安定的な暮らしの確保に向けた理念が明確に示されているか。
3 事業の規模	10	・入所待機者の軽減に向けた施設規模(定員数)・スケジュール(整備時期)が提案されているか。
4 支援に係る考え方	30	・ソフト面において、利用者の権利擁護(支援における自己決定の尊重、金銭管理等)や、生活の質の向上に配慮した対応を講じているか。 ・ハード面において、利用者の生活環境(個室化など)に配慮した対応を講じているか。

5 職員配置	15	・適切な支援が提供できる職員体制・職員配置がなされているか。
6 人材確保・育成	15	・人材確保策や育成にかかるプログラムを構築し、長期的に働き続けられる環境とするための取組みを講じているか。
7 危機管理	10	・災害時の対策や感染症対策、虐待防止などの危機管理が適切か。
8 独自の事業提案	5	・仕様で定めるもの以外の独自提案があるか。また、その内容が利用者等の安心安全な暮らしにつながるものとなっているか。
9 資金計画	(+10)	・市の財政負担の有無 ※市の財政負担がない場合は10点を加点する
合計	100 (110)	

(3) 審査結果の通知

書類審査及びヒアリング審査の採点結果が高い順に事業者を選定します。
審査結果は、応募者全員に文書により通知します。

(4) 審査結果の公表

応募の状況、選定結果を公表します。